



道立林業学校を

芦別に

— 5 —

署名簿等の提出

11月30日、荻原市長はじめ中川隆弘芦別市町内会連合会会長、日沼昇光芦別市議会議長、坂田憲正芦別市北海道立林業学校設立・誘致期成会会長および荒当聖吾北海道議会議員らが北海道庁を訪問し、芦別市町内会連合会から荻原市長に手渡された北海道知事宛の「芦別市に北海道立林業学校の誘致を求める署名」682名分を幡宮輝雄水産林務部長に提出しました。

また、署名簿とともに、芦別市の官民一体となった林業振興の取り組みや芦別市の優位性をまとめた「北海道立林業学校の誘致要請書」を提出。幡宮部長からは「署名に込められた市民の思いを受け止め、真剣に検討したい」との回答がありました。

北海道の検討状況

11月27日、北海道議会議会水産林務部会が開かれ、北海道が

現在検討している林業大学校などの教育機関の設立について、「北海道の森林づくりを担う人材育成機関のあり方に関する基本的な考え方」が示されました。

人材育成機関のあり方に関して示された主な内容は左表のとおりです。

◎人材育成機関のあり方に関する基本的な考え方

項目	内容
教育内容	全道各地のフィールドを生かした実習を主体とし、地域の森林づくりや企業経営等を担うための知識・技術の習得やマネジメント力などの発揮を目的とした実践教育を実施
修学年限	2年
就学要件	高等学校卒業または同等以上の学力がある40歳以下の人
運営方法	北海道が運営主体
施設の設置	以下の要件を満たす施設が必要 ○森林の調査や伐採、路網整備などの多岐にわたる実習や講義を効果的に行うため、運営負担の軽減が図られる効率的な拠点施設のほか、演習林の苗畑などのフィールドが確保されていること ○実践的な教育を行うため、全道各地の先導的な林業事業体の経営者や技術者・有識者などの外部講師が不可欠であり、こうした教育体制を整備でき、かつアクセスが比較的容易であること ○学生の確保に向けて、道内の森林・林業・木材産業の魅力をさまざまな方々にPRするなど、拠点施設と合わせて、人材育成機関の情報を一元的に管理し、効果的に発信できる体制が整備されていること
今後のスケジュール(想定)	平成29年度末をめどに基本構想を策定し、平成32年度の人材育成機関の設立に向けて準備を進める

所得税の確定申告・住民税の申告で、医療費控除を受ける方へ

○医療費控除の手続きの方法が改正されました ①平成29年分の確定申告から医療費控除の明細書を作成することにより領収書の提出は不要になりました。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められた時は提示しなければなりません②健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できるようになりました

○医療費控除の対象となる医療費 平成29年中（1月～12月）に自己または自己と生計を一にする親族が支払った医療費の合計額から、保険金（健康保険・生命保険などからの入院給付金や高額医療費など）を差し引いた残りの額が、10万円（総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%の額）を超える医療費

○医療費控除の対象とならないもの 健康診断や人間ドックの費用、ワクチン代、診断書などの文書料、通院に要した自家用車のガソリン代、栄養剤、ビタミン剤、サプリメント代、インフルエンザ予防接種費用、薬用ハンドクリーム、育毛剤、温泉・ホテルなどでのマッサージ代、福祉用具の貸与・購入費用、住宅改修費、介護予防特定施設入居者生活介護・認知症高齢者グループホームの費用など

○その他 ①医療費控除は所得税や住民税が軽減されるもので、支払った医療費が戻ってくるものではありません②おむつ代は、6か月以上寝たきりの方が対象で、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です

所得税の確定申告・住民税の申告で、セルフメディケーション税制による医療費控除を受ける方へ

○セルフメディケーション税制の内容 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、平成29年中（1月～12月）に自己または自己と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入額が1万2千円を超えた場合に、その超えた額を、8万8千円を限度に所得控除するものです。ただし、この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることはできません

○一定の取り組みとは 各種予防接種、職場での定期健康診断、がん検診や人間ドックを受けることです

▶各申告方法は、広報あしべつ2月号に折込みされるお知らせをご確認ください。 ●用紙の交付・詳細 市税係